

## 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会福祉車両貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、歩行困難な者への支援を図るため、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する福祉車両の貸出しについて必要な事項を定める。

### (利用者)

第2条 この要綱における福祉車両を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 真岡市に住民登録がある者で、外出に車椅子を利用し、他の交通機関の利用が困難な者
- (2) 本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

### (利用者の制限)

第3条 本会は、福祉車両を利用しようとする者が次の各号に該当するときは使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 布教活動を目的とするとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

### (使用料)

第4条 福祉車両の使用料は、1キロメートルあたり10円とする。

- 2 有料道路、駐車場等の運行に要する経費は、利用者の負担とする。

### (申請)

第5条 利用者は、利用するまでに別記様式により本会に申請するものとする。

- 2 利用者は、申請時に運転者の運転免許証の写しを提出しなければな

らない。

(決定及び貸出期間)

第6条 会長は前条による申請があつときは、2日間の貸出期間内で貸出しを行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この期間を超えて貸出しを行うことができるものとする。

(利用上の注意)

第7条 利用者は、福祉車両の取扱いについて、利用上の注意を厳守し、交通法令等を遵守するとともに、利用目的以外に利用してはならないものとする。

(事故の補償)

第8条 貸出期間中における交通事故等(以下「事故等」という。)については、利用者の責任において一切処理するものとする。

2 事故等の補償については、本会が加入する保険の範囲とし、その範囲をこえる部分については、利用者側で弁償するものとする。

(返却時の清掃等)

第9条 利用者は、返却時に福祉車両を清掃し、備え付けの運行日報を記入しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。



別記様式

決 裁	事務局長	事務局次長	係 長	係

令和 年 月 日

## 福祉車両利用申請書

社会福祉法人 真岡市社会福祉協議会長 様

申請者 住所 .....

氏名 .....

TEL .....

このことにつきまして、下記のとおり申請します。

記

利用期間	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 令和 年 月 日 ( ) 時 分まで
利用目的	
利用 者	住 所
	氏 名
運 転 者	住 所
	氏 名
運行日程	
備 考	返却時に走行距離 1 k mあたり 1 0 円を利用者が負担 します。

※ 申請には運転者の運転免許証の写しが必要です。

※ **事前にご予約をいただいた場合でも、車両の急な故障・点検・修理等のよりやむを得ず、貸し出しを中止させていただく場合がございます。ご了承ください。**

返却状況 (及び領収控え)

走行距離	単価	使用料	検収及び領収年月日	検収及び領収者 印
k m	1 0 円	円	年 月 日	

領 収 書 福祉車両利用者 様

走行距離	単価	使用料として	領収年月日	真岡市社会福祉協議会長
k m	1 0 円	円	年 月 日	検収及び領収者 印